

「笠岡市公共施設の見直し方針（案）」についての意見を募集します

本市では、これまでに学校、保健・福祉施設、市営住宅など多くの公共施設を整備してきました。これら公共建築物の約半数が築４０年以上となっており、維持管理・更新に大きな財政負担が見込まれています。

人口減少や少子高齢化、社会ニーズの変化、地域の実情を鑑みて、必要なサービスの維持や目的の転換を図りながら、身の丈にあった公共施設数を維持していくことが必要であるため、施設の集約化・統廃合を積極的に進めていく必要があります。

令和７年２月に策定した財政健全化プランにおいても、「公共施設のあり方見直し」は主要な取組項目となっており、この目標の達成に向けた取り組みを加速させるため、現在稼働中の公共施設のあり方についての今後の方向性を示すため、「笠岡市公共施設の見直し方針（案）」を作成しました。

つきましては、笠岡市パブリックコメント手続規則に基づき、「公共施設の見直し方針（案）」を公表し、皆様からのご意見を募集します。

■募集期間 令和７年９月２２日（月）から令和７年１０月１７日（金）まで

■公表資料 「笠岡市公共施設の見直し方針（案）」

■閲覧場所

- ・ 笠岡市ホームページ
- ・ 公有財産管理課窓口（笠岡市中央町１番地の１）
- ・ 吉田文化会館（笠岡市吉田２１６９－３）
- ・ 白石島、北木島、真鍋島出張所
- ・ 市内地区公民館
- ・ 社会福祉協議会（笠岡市十一番町１５）

■ご意見を提出していただける方

- ・ 市内に住所を有する人
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及び団体
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- ・ パブリックコメント手続きに係る利害関係を有する個人、法人及び団体

■提出方法 閲覧場所にある所定の様式に記入するか、任意の様式に、住所、氏名、電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 持参する場合：公有財産管理課窓口提出してください。
- ・ 郵送する場合：〒７１４－８６０１
笠岡市中央町１番地の１ 笠岡市公有財産管理課 あて
- ・ FAXの場合：（０８６５）６９－２１９０（公有財産管理課直通）
- ・ 電子メールの場合：kouyuuzaisan@city.kasaoka.lg.jp

■公表方法 提出されたご意見については、意見の概要、笠岡市の考え方などをまとめ、笠岡市のホームページなどでの公表を予定しています。
公表にあたり、ご意見以外の情報（住所・氏名等）は一切公表しません。
なお、ご意見をいただいた方に個別には回答いたしませんのでご了承ください。

■お問い合わせ 笠岡市公有財産管理課 TEL（０８６５）６９－２１６７